

第2720地区

Rotary  
TAMANA RC



ROTARY INTERNATIONAL 2720

# 玉名ロータリークラブ週報

2022~2023



イマジン  
ロータリー

R I 会 長	■ ジェニファー・ジョーンズ
地 区 ガ バ ナ	■ 堀 川 貴 史
会 長	■ 渡 邊 太 朗
幹 事	■ 小 山 倫 生
公 共 イ メ ー ジ 委 員 長	■ 井 上 幸

例会日 ■ 毎週木曜日 / 12:30~13:30

例会場 ■ 〒865-0061 熊本県玉名市立願寺50-4 司ロイヤルホテル内

事務局 ■ 〒865-0061 熊本県玉名市立願寺540-1-102

令和5年3月9日 No.2556

玉名RCメールアドレス [jimu@tamanar.club](mailto:jimu@tamanar.club)

ホームページアドレス <http://tamanar.club>

## 【会長の時間】 渡邊 太朗会長



皆さんこんにちは。 玉名消防署の永田様ようこそおいで下さいました。本日の卓話宜しく申し上げます。

今日はメディアでも毎日取り上げられていますWBC（ワールドベースボールクラシック）が今日から開幕します。日本も今日中国戦、明日は韓国戦という事で、チケット取れば現地に行って応援したいってくらい、自分の中では楽しみなイベントです。

日本が優勝できるように一所懸命観戦して応援したいと思います。

さて、今日はSAAの事をちょっと調べてみました。

S. A. Aというのは、Sergeant At Armsの略語で、日本では、守衛官とか会場監督と訳されています。これは、中世イギリスの宮廷の官職であって、今日の言葉で言えば、皇宮警察の署長に当たるようです。

「SAAは、宮廷内の催し物、例えば、会議、宴会等が計画され、実施される時に、その会議の目的を遂げるがために、会議の秩序を維持する最高の責任者のことでもあります。

催し物は、特定の時に、特定の場所に、特定の人達が集まります。皆一国一城の主であり、しかも生身の人間でありますから、会議の途中で何が起こるか判りません。SAAは、そのような突発的な事態に速やかに対応しなければなりません。

ゆえに、ロータリークラブのSAAはそれらと同様に、自分が予備的に独断で決定することができます。まず第1に、SAAは、例会の時間配分について監督する権限があります。会長の挨拶が長引いた場合、会長に発言中止を命令できるのはSAAだけです。第2に、元来SAAは、例会中の途中退席を禁止する権限が与えられています。即ち、病気その他特殊

な事情によって途中退席する人は、SAAの許可を得なければなりません。本来、ロータリークラブは、社交クラブでありますから、クラブに入る出ないは会員の自由であります。だとすれば、途中退席も自由なはずではと考えます。しかし、会長が例会場に鍵をかけて、会員が退席できないようにすると不法監禁罪になりますが、SAAが鍵をかけると不法監禁罪にはなりません。何故かという、刑法第35条、『正当な業務による行為はこれを罰せず』 SAAが、鍵をかけることは、現場の秩序を維持するための正当な業務行為であると考えられるからです。施錠などとは冗談ですが、それだけSAAの職務は大変重要でありますから、SAAには、会長、幹事の経験者が就任するというのが通例であると初めて知りました。今後の参考にして頂きたいと思えます。

それでは本日の会長の時間を終わります。

### 【幹事報告】

- 今月の例会についての案内
  - 3月16・23日 → 休会
  - 3月30日 → 花見例会



3月9日(木)

### 【公共イメージ委員より】

- 3月号ロータリーの友 内容紹介

### 【出席・スマイル報告】

★中嶋委員長 3/9例会

スマイル

前回までの累計 ￥667,000  
 今回 ￥32,000  
**合計 ￥699,000**



※消防 永田様の卓話の謝礼はスマイルへご寄付いただきました。

渡邊会長  
 小山幹事

ご来訪の永田様ようこそ  
 永田様の卓話を歓迎いたします。

田原会員 松本会員 小関会員 村上会員	玉名消防署永田様の卓話ありがとうございました。 玉名RCのブルゾンありがとうございます。大切に管理します。
渡邊(知)会員	玉名消防署の永田係長様のご来訪とお話ありがとうございます。お仕事も大変でしょうが人々の安全のためのご活躍をお祈りしています。
坂本会員	先に帰ります。ソーリースマイルです。
吉岡会員 中嶋会員 野嶋会員 吉田会員 宮本会員 井上会員 西嶋会員 馬氷会員 田中会員 浜田会員 本田会員 鶴田会員	玉名消防署 設備指導係長 永田純也様の卓話を歓迎いたします。

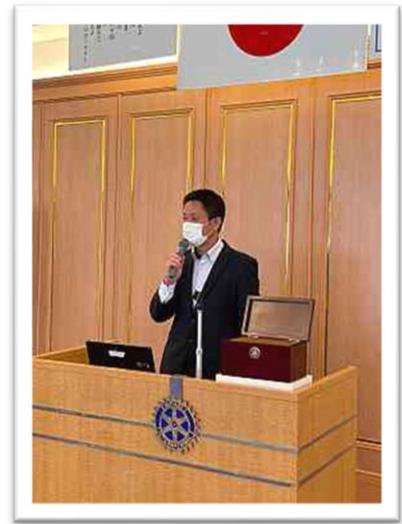
## 【本日のプログラム】 外部卓話

### テーマ：『予防業務について』

卓話者：玉名消防署 設備指導係長  
永田 純也 様

玉名消防署 設備指導係長の永田純也様にお越しいただき予防業務について卓話いただきました。

消防業務は大別して、警防(消火)、予防、防災、救急・救助に分けられます。その中で予防業務は火災が起こらないよう一般に注意したり、事業所等で火災が発生した際に消火・避難・消防活動に支障となる場所の指摘を行います。



### 消防法 第一条(目的)

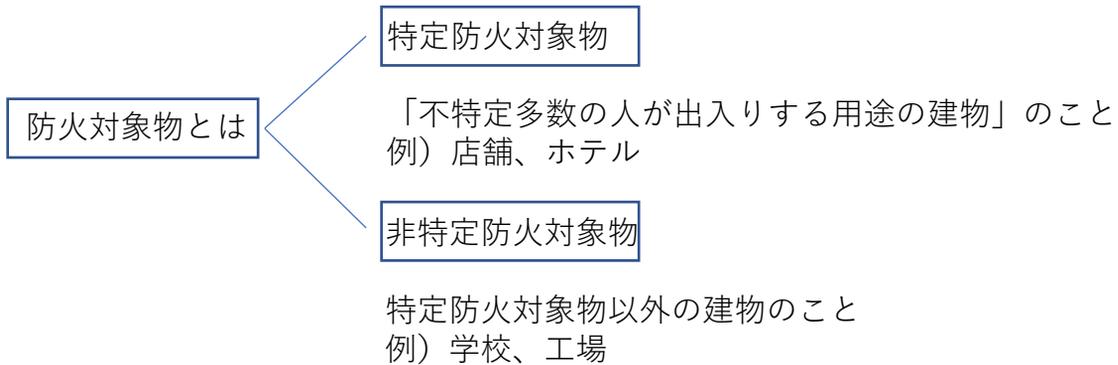
この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。



消防法にも予防が重要な目的であることが示されています！

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「**防火対象物**」と定義し、そのうち**消防法施行令別表第一**に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等\*の設置、防災物品の使用などを義務付けています。

\* 消防用設備等：消火、避難、その他の消防の活動のための設備等（消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯等）



### 消防法施行令別表第1

一部抜粋

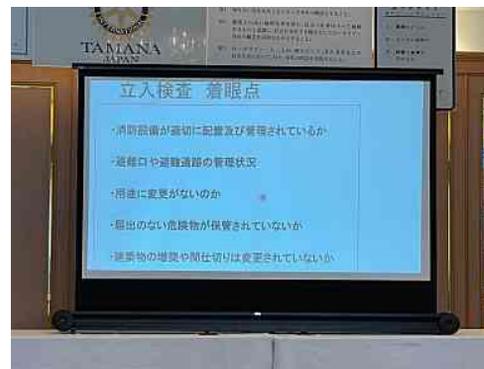
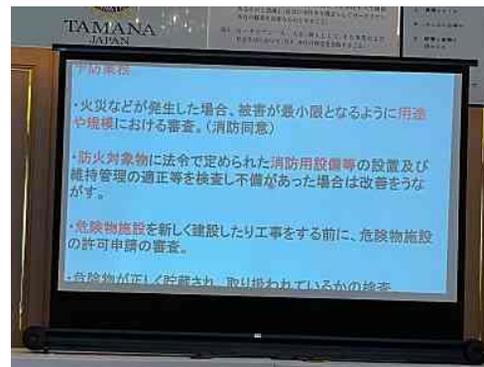
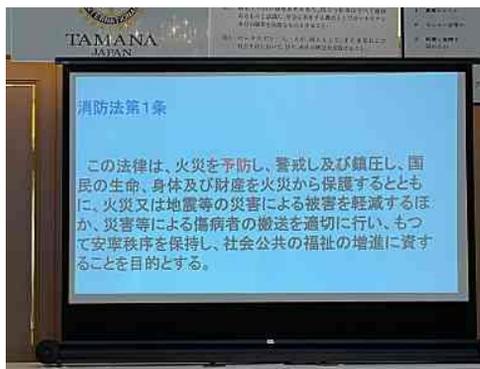
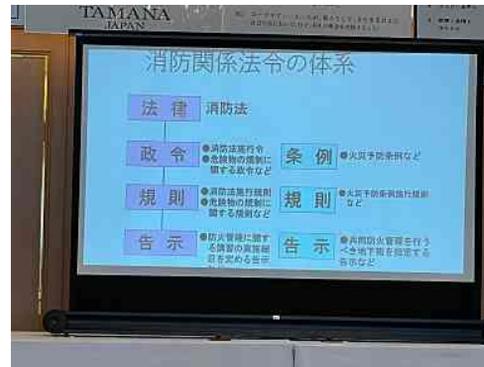
項別	防火対象物の用途等	
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅
		病院、診療所又は助産所 ※平成28年4月1日以降は以下に分類。* 次に掲げる防火対象物* (1) 次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有する者として総務省令で定めるものを除く。) (i) 診療科目中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。)(2)(i)において同じ。)を有すること

私たちにも身近な消防用設備「消火器」の設置義務がある対象物とは？

多くの人が入り出る施設には消火器の設置義務があります。施設の種類ごとに消火器の設置基準は異なっており、広さに関わらず必ず消火器を設置しなければならない場所と、延べ床面積によって設置義務が発生する場所があります。設置が必要な場合も各階ごと、歩行距離で20m以下、床面からの高さが1.5m以下などいくつかの注意点があります。



建物の安全を維持・向上するためには消防用設備等の維持管理を確実に行っていただくことが大切です。しかし防火対象物に設置義務がある消防用設備の認知度が低いのが現状です。知らなかったでは通用しない時代です。何かしらの事業を始められる際は、消防用設備が必要な場合がありますので、事前に消防へ相談をお願いします。



永田様、貴重なお話をありがとうございました。私たちも意識を高く持ち、消防用設備の設置、維持管理に努めたいと思います。